

総行公第40号  
令和4年5月13日

各都道府県総務部長  
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）  
各指定都市総務局長  
（人事担当課扱い）  
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長  
（公印省略）

定年引上げに伴う条例例及び規則例等の整備について（追加分）（通知）

標記については、令和4年3月18日付総行公第20号及び4月14日付総行給第23号によりお知らせしたところですが、同通知による事項のほか、別添のとおり職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（案）（昭和26年地自乙発第263号）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（案）（昭和62年自治公一第68号）及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（例）（平成12年自治公第26号）についての改正事項をお送りしますので、ご参照のうえ対応いただきますようお願いいたします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村、一部事務組合及び広域連合等（以下「市区町村等」という。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、市区町村等に対して本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）、地方自治法第245条の4（技術的な助言）及び改正法附則第2条（実施のための準備等）に基づくものです。